

旭川市議会議録 第7号

○令和7年10月21日（火曜日）	20番 中野 ひろゆき
開議 午前10時00分	21番 えびな 安信
散会 午後 2時03分	22番 高橋 ひでとし
	23番 菅原 範明
	24番 佐藤 さだお
○出席議員（34名）	25番 石川 厚子
1番 横山 啓一	26番 能登谷 繁
2番 いしかわ まさき	27番 高見 一典
3番 笠井 まなみ	28番 金谷 美奈子
4番 あべ なお	29番 高花 えいこ
5番 中村 みなこ	30番 中村 のりゆき
6番 江川 あや	31番 安田 佳正
7番 上野 和幸	32番 松田 卓也
8番 植木 だいすけ	33番 福居 秀雄
9番 小林 ゆうき	34番 杉山 允孝
10番 駒木 おさみ	
11番 皆川 ゆきたけ	
12番 たけいし よういち	
13番 石川 まさゆき	
14番 沼崎 雅之	
15番 まじま 隆英	
16番 高橋 紀博	
17番 品田 ときえ	
18番 塩尻 英明	
19番 高木 ひろたか	

○説明員

市長	今津 寛介
副市長	中村 寧
副市長	菅野 直行
副市長	榎井 正将
総合政策部長	熊谷 好規
行政財政改革推進部長	浅利 豪
総務部長	和田 英邦
教育長	野崎 幸宏
水道事業管理者	佐藤 幸輝
監査委員	大鷹 明

○事務局出席職員

議会事務局長	稻田 俊幸
議会事務局次長	林上 敦裕
議事調査課長補佐	小川 智之
議事調査課主査	信濃 孝美
議事調査課会計年度任用職員	河合 理子

○会議録署名議員

3番	笠井 まなみ
26番	能登谷 繁

○議事日程

- 日程第5 認定第1号ないし認定第11号
 - 日程第23 報告第1号
 - 日程第24 報告第2号
 - 日程第25 報告第3号
 - 日程第26 報告第4号
 - 日程第27 報告第5号
 - 日程第28 報告第6号
-

○追加議事日程

- 日程第31 旭川市議会副議長の選挙について
 - 日程第32 決議案第1号 問責決議について
-

○本日の会議に付した事件

- | | |
|--------------------|--------|
| 1. 決議案第1号 問責決議について | (原案可決) |
| 1. 旭川市議会副議長の選挙について | (当選決定) |
-

開議 午前10時00分

○議長（福居秀雄） 本日は休会日であります、議事の都合により、ただいまから開会いたします。

本日の出席議員は、全員でありますので、これより休会前に引き続き会議を開きます。

○議長（福居秀雄） 本日の会議録署名議員には、3番笠井まなみ議員、26番能登谷繁議員の両議員を指名いたします。

○議長（福居秀雄） ここで、事務局長から報告をいたします。

○議会事務局長（稻田俊幸） 御報告申し上げます。

議事日程について、本日の議事日程は休会前の続行であります、さらに、御配付申し上げております議事日程追加表のとおり、本日の議事に追加をいたします。

なお、その朗読は省略いたします。

以上。

○議長（福居秀雄） それでは、これより本日の議事に入ります。（「議事進行」と言う者あり）

○議長（福居秀雄） えびな議員に申し上げます。

議事進行の発言ですか、それとも、議事進行の動議ですか。

○えびな安信議員 動議です。

○議長（福居秀雄） 動議の趣旨について、簡潔に御説明願います。

○えびな安信議員 高見一典議員は、副議長という職責にありながら、自宅敷地内で物置や納屋の一部を焼失させる火災を起こしましたが、その原因として、法律違反である焼却禁止物を含む野焼きを行っていたことをさきの議会運営委員会で認めました。加えて、この不祥事を重く受け止め、反省する期間に病欠で本会議を欠席した際、自身のなりわいである農業に従事していたことも認めました。

よって、議員問責決議を動議として提案させていただきますので、動議提出の手続のために会議を休憩していただくことを提案いたします。

○議長（福居秀雄） ただいま、えびな議員から、問責決議案の用意があるので休憩されたいとの動議が提出されましたか、賛成者はおられますか。

動議に賛成する方は、挙手をしてください。

（挙手する者あり）

○議長（福居秀雄） 所定の賛成者がおりますので、本動議は成立いたしました。

この際であります、この休憩動議につきましては、議長としてはこれを認めた上で対処する必要があるものと考えますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

（安田議員退場）

再開 午後 1 時 30 分

○議長（福居秀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、お諮りいたします。

14番沼崎雅之議員外11名から、決議案第1号、問責決議についてが提出されておりますので、この際、日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、日程第32、決議案第1号、問責決議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、高見一典議員の御退席をお願いいたします。

（高見議員退場）

○議長（福居秀雄） 本案について、提出者の説明を求めます。

沼崎議員。

○沼崎雅之議員（登壇） 決議案第1号、問責決議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

敬称は略させていただきます。

提出者は、旭川市議会議員

沼 崎 雅 之	石 川 まさゆき	え び な 安 信
高 橋 ひでとし		

賛成者は、旭川市議会議員

いしかわ まさき	笠 井 ま な み	あ べ な お
たけいし よういち	菅 原 篤 明	佐 藤 さ だ お
松 田 卓 也	杉 山 允 孝	

以上、12名であります。

問責決議

この度、高見一典議員は、9月15日に自宅敷地内で物置や納屋の一部を焼失させる火災を起こしたが、その際、焼却禁止物を含む野焼きを行う法律違反があったことを認めた。この行為は、市議会議員としてはもちろんのこと、一社会人として許されるものではない。また、医師から休養の診断が下され、10月7日、8日開催の旭川市議会本会議を欠席したにもかかわらず、自身のなりわいである農業に従事し、収入を得る行為をしていた。当時、副議長という職責にありながら、このような行為に至ったことは、自らその責務を放棄した行動で、旭川市議会の名誉を著しく傷つけ、さらに、常に高い倫理観を保持しなければならない市議会議員として、市民の信頼を失墜させたことは許されるものではない。

よって、本市議会は、きぜんたる態度を市民に明らかにするとともに、高見一典議員は、議員としての重い責任を自覚し、その身を自ら処することを求めるものである。

以上、決議する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑終結と認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

佐藤議員。

○佐藤さだお議員（登壇） 高見一典議員に対する問責決議に賛成の立場から、意見を述べます。

高見一典議員は、9月15日に自身の不始末により火災を発生させ、祝日、敬老の日に消防自動車や救急車を出動させ、迷惑をかけた道義的責任を理由に、9月30日に福居議長に副議長の辞任届を提出した。

しかしながら、10月20日の議会運営委員会において、出火の原因は焼却禁止となっている材質のものを野焼きした法律違反があったことを認めた。この行為は、市議会議員としてはもちろんのこと、一社会人として許されるものではない。

さらに、高見一典議員は、10月2日から8日の間、体調不良を理由に本会議への欠席届を提出したが、本会議が開催されていた10月7日と10月8日に自らが経営する農場で野菜の収穫作業等を行い、自身の名前を添付した農産品をJAたいせつ農業協同組合に出荷していたことが同議会運営委員会の質問において明らかになった。

10月7日までは副議長であり、10月8日は市議会議員として本会議に出席する義務があるにもかかわらず、体調不良や診断書を隠れみのに本会議を欠席して農家としての営業活動を行ったことは、議会そのものを侮辱するものであり、確信的行為と言わざるを得ない。

したがって、高見議員のこのたびの一連の行為は、市民の皆さんから負託を受けた市議会議員としてあってはならない法律違反を行うなど、倫理観や議員の職責を果たす責任感に欠けるとともに、旭川市議会の名誉を著しく傷つけるものであり、高見一典議員の問責決議に賛成します。

以上です。（降壇）

○議長（福居秀雄） 次に、上野議員。

○上野和幸議員（登壇） 問責決議について、次の理由で反対いたします。

1、火事の件については、その事実を本人も認め、道義的責任として自ら副議長の任を辞し、自らを処しております。

2、医師からの休養の診断内容は、令和7年10月2日から10月8日まで休養が必要であるとなっております。厚生労働省の定義によると、休養とは、仕事や活動によって生じた心身の疲労を回復し、元の活力ある状態に戻すとあり、リラックスしたり、自分を見詰めたりする時間を一日の中にくることが目的となっております。

今回の公務時間外の行動は、収入を得る行為とは異なり、医師の診断内容の範疇を超えていとは言えず、責務を放棄した行動には当たりません。

以上のことから、本問責決議に反対をいたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） 次に、中野議員。

○中野ひろゆき議員（登壇） 本日の本会議におきまして、動議として提出された決議案第1号、問責決議について、公明党会派を代表して、賛成の立場から、意見を述べさせていただきます。

このたびの問責決議案の趣旨につきましては、高見一典議員が9月15日に自宅敷地内で発生さ

せた火災、それは、いわゆる野焼き、違法行為であるものということ、さらに、医師から休養の診断が下され、10月7日、8日開催の市議会本会議を欠席したにもかかわらず、自身のなりわいである農業に従事し、収入を得る行為をしていた。

これらの内容につきましては、旭川市議会基本条例第18条にうたわれているように、議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚する旨の規定に反する行為であり、市民の代表としてその責任を問われることは当然であると考えております。

特に、病気による診断書の提出を理由に10月7日、8日の本会議を欠席し、それがどのような時間帯であったとしても、高見議員自身のなりわいである農業に従事し、収入を得るような行為については、市民からも理解される行為とは言い難く、強く反省を求めたいと思います。

また、10月20日に開催された議会運営委員会には、高見議員が出席し、病気を理由に本会議を欠席した10月7日、8日については、直売所に1回ほど行っていたと御本人が事実として答弁されました。その際、病欠中に農業に従事した行為については、弁明に終始し、謝罪など反省の弁は一言もありませんでした。認識の間違いを自覚するべきだと言わざるを得ません。

加えて、病気療養を目的とするなら、自身のなりわい以外である軽い運動などによりリラックス効果を得るべきであり、農業に従事することは市民からも誤解されることは避けられません。

以上のことから、当時、高見議員は、副議長という職責にありながらこのような行為に至ったことは、自らの責任を放棄し、また、その職責を著しく軽んじる行為であったと指摘し、決議案第1号、問責決議に対する公明党会派の賛成意見とさせていただきます。（降壇）

○議長（福居秀雄） 以上で、通告による討論は終わりました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成多数あります。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

（高見議員入場）

○議長（福居秀雄） ここで、お諮りいたします。

この際、日程の順序を変更し、日程第31、旭川市議会副議長の選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、日程第31、旭川市議会副議長の選挙を行います。
選挙は、投票により行います。
議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長（福居秀雄） ただいまの出席議員数は33名であります。
投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長（福居秀雄） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 配付漏れは、なしと認めます。
次に、投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長（福居秀雄） 異状なしと認めます。

次に、念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙には、被選挙人の氏名を記載願います。
ただいまから、投票を行います。

議席番号順に議長席に向かって右側からお進みいただき、投票が終わりましたら、左側から自席にお戻りいただきたいと存じます。

それでは、1番横山議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（福居秀雄） 投票漏れはありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 投票漏れは、なしと認めます。
以上で、投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長（福居秀雄） これより、開票を行います。
会議規則第30条第2項の規定により、立会人には、会議録署名議員である笠井まなみ議員、能登谷繁議員の両議員を指名いたします。

よって、両議員の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（福居秀雄） ただいまの開票の結果を御報告申し上げます。
投票総数33票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票20票、無効投票13票
有効投票中 品田ときえ 議員 20票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、5票であります。

よって、品田ときえ議員が副議長に当選と決定いたしました。

○議長（福居秀雄） ここで、ただいま副議長に当選されました品田議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

○議長（福居秀雄） それでは、ここで、前副議長と新副議長からそれぞれ御挨拶を受けたいと思いますので、暫時、御静聴をお願いいたします。

まず、前副議長から御挨拶を受けたいと思います。

○高見一典議員（登壇） 副議長退任に当たりまして、皆様方に、一言、お礼とおわびの御挨拶を述べさせていただきます。

本年6月定例会におきまして、皆様方の御推薦をいただき、副議長の職責に当たることになりました、私自身、残任期間、全身全霊をかけて職務を全うするつもりでございましたけれども、皆様方も御承知のとおり、先般、私自身の不注意と甘い判断によりまして不祥事を起こしてしまい、副議長という職責に就くことができないという自らの判断に基づき、辞表を提出して、そして、8日の日に皆様方の御承認をいただいたわけでありますけれども、この間、旭川市、また、議会、そして、議員の皆様方に今回の件で多大な御迷惑と御苦労をおかけいたしましたことを、この場を借りまして深く深くおわびを申し上げまして、本当に言葉足りずで意を尽くせませんけれども、副議長退任に当たりましてのお礼とおわびの御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）（降壇）

○福居秀雄議員 次に、新副議長から御挨拶を受けたいと思います。

○品田ときえ議員（登壇） このたび、多くの紆余曲折を経まして、私が副議長の任に就かせていただきましたことになりました。歴代の女性副議長は3人目ということで、大変光栄に思っております。ありがとうございます。

副議長の主な任務、役割は、議長の職務代行と補佐ということでございます。そのほかに、公平、公正な議会運営、それを心がけて、そして、市民に信頼される議会運営をしていくようにしていくことだと思っております。

旭川市議会は、5月以降、大変マスコミをにぎわせております。かつてないほどでございます。今、市民の信頼を取り戻すために、私、大変力不足ではございますが、精いっぱい務めさせていただきたいと思いますので、皆様の御協力を心からお願い申し上げます。

大変、簡単措辞ではございますが、副議長就任に当たっての挨拶に代えさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。（拍手）（降壇）

○議長（福居秀雄） 本日の会議は、以上で終わりたいと思います。

なお、10月23日、本日に引き続き午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

10月23日の議事日程は、本日の続行であります。

それでは、本日の会議は、これをもって散会いたします。

散会 午後2時03分

以上のとおり会議のてんまつを記載し、その
相違ないことを証するため、ここに署名する。

旭川市議会議長

署名議員

署名議員